

## 「企業結合に関する会計基準（案）」等に関するコメント

2008年8月20日  
（社）日本経済団体連合会  
経 済 第 二 本 部

## ○企業結合会計基準案（第25項他）

段階取得の会計処理に関し、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」（H19.12.27）におけるコメントにも記載の通り、日本における企業集団の形成は欧米とは異なり段階的な株式取得によるケースが多く見られる。10%程度の投資会社が、段階取得により子会社となるケースもあるが、こうした場合に、子会社となった時点で、過去の投資につき時価評価を行い、その評価差額を一時に損益認識することは、投資の連続性を無視するものであり、企業経営の実態を適切に反映したものとは言い難い。

当該会計処理については、連結財務諸表のみならず、個別財務諸表についても損益処理することとなっている。会計基準の国際的なコンバージェンスを進める観点から、連結財務諸表上は、損益処理することを許容せざるを得ないが、個別財務諸表についても同様の会計処理を求めることは不要であると考え

る。現在でも、連結では持分法を適用し、個別では取得原価で所有株式の評価を行うなど、企業グループを巡る会計処理に連結と個別で差異が生じることはあり得る。また、個別財務諸表の存在意義には、剰余金の分配可能額算定や税務上の所得計算の基礎という目的があると考えられるが、段階取得により損益認識することは、これまでの損益・所得概念を大きく変えるものであり、それらの妥当性に疑問を生じさせることとなる。

## ○企業結合会計基準案（第94項）

企業結合に関するのれんについては、全部のれん方式という考えがあるとしながらも、推定計算により少数株主持分についてのれんを計上することはお問題が残されているとし、本公開草案ではのれんの計上は有償取得に限るべきとする購入のれん方式を踏襲している。本論点はCESRからの補正措置項目として取上げられていないことから今後の検討項目に含められていると理解するが、引続き十分な検討をお願いしたい。

**○連結会計基準案（第39項(3)②）**

連結損益計算書における純損益区分の中に、新たに「少数株主損益調整前当期純利益」を表示することを提案しているが、今回の改正で「少数株主損益調整前当期純利益」の開示を新たに要求するべきではない。

これは、①「少数株主損益調整前当期純利益」の開示を求めることは今回の改正の対象とは関係ない、②「少数株主損益調整前当期純利益」の開示を求める意味の検討が十分でなく、経営者にこの利益の説明責任を求めることは説得性が欠ける、③我が国の企業結合会計において親会社説を変更していないにもかかわらず、経済的単一体説を基本とする「少数株主損益調整前当期純利益」の開示を求めるのは時期尚早である、ことが主な理由である。

以 上